

令和5年度第1回 堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会

会議録

- 開催日時 : 令和5年7月3日(月) 13時30分～15時
- 会場 : 堺市総合福祉会館 5階 研修室A
- 出席委員 : 委員長 永田 守 (弁護士)
(五十音順) 委員 今西 幸蔵 (高野山大学 特任教授)
委員 堂本 雅也 (京都橘大学 非常勤講師)
委員 吉岡 洋子 (関西大学 教授)
- 欠席委員 : 委員 西村 智子 (公認会計士・税理士)
- 事務局 : 子ども企画課 課長 安田 佳代 外
- 施設所管課 : 子ども育成課 課長 藤原 真由美 外
- 傍聴人数 : 0人
- 案件名 : 堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の指定管理者候補者の選定に係る募集要項、選定基準、審査方法等について
- 議事要旨 :
 - (1) 開会
事務局より開会宣言。
委員長が選出されるまでの間は、事務局が会議を進行する旨伝達。
 - (2) 委員紹介
「委員名簿」をもとに記載順に出席委員及び欠席委員を紹介。
 - (3) 事務局及び施設所管課紹介
 - (4) 定足数の確認
出席者4人、欠席者1人で、会議の開催に必要な定足数を満たしていることを確認。
 - (5) 配付資料の確認
配付資料一覧により確認。
 - (6) 委員長選出
委員の互選により、永田委員を委員長に選出
 - (7) 本日の予定確認
事務局より以下内容を確認・伝達。
 - ・案件「堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の指定管理者候補者の選定に係る募集要項、選定基準、審査方法等について」を審議すること。
 - ・会議について、すべて会議録を作成し、非公開部分を除き、後日、堺市ホームページで公開すること。
 - (8) 委員長の職務代理者の指名
堺市指定管理者候補者選定委員会規則第2条第3項の規定に基づき、委員長が今西委員を職務代理者に指名。

(9) 会議の公開等の取扱いについて

委員長より以下内容について説明。

- ・ 堺市指定管理者候補者選定委員会規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、会議は公開となっているが、堺市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報を審議するときは、非公開とすることができること。
- ・ 指定管理者を選定するための次回以降の会議については、同条例第 7 条第 5 号に規定する審議、検討又は協議に関する情報を審議するときに該当するため非公開とすること。

(10) 案件審議

①施設所管課からの施設概要等の説明

ア 施設所管課より、資料「堺市立青少年センター等の指定管理者の公募による選定の実施」に基づき、以下内容について説明。

- (ア) 施設概要
- (イ) 指定管理者が行う業務の概要
- (ウ) 指定管理者からの提案を受けて行う自主事業の概要
- (エ) 管理経費
- (オ) 市として求める目標、水準等
- (カ) 今後のスケジュール

イ 施設所管課より、資料「堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家 指定管理者募集要項」の概要について説明。

ウ 施設所管課より、資料「別紙 1 堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家 管理運営業務仕様書」に基づき、以下内容について説明。

- (ア) 施設の管理運営に関する業務
- (イ) 現行の仕様と比した新たな項目（キャッシュレス決済）
- (ウ) 指定管理者からの提案を受けて行う自主事業の概要
- (エ) 市として求める目標、水準等

②施設概要等に係る意見・質疑応答

ア 今西委員より

(ア) 質疑

サードプレイスとしての活用をどのように考えているか。

⇒所管課からの回答

年齢層に制限はあるものの、現在も運営している「さかい場カフェ」がサードプレイスにあたると思っている。

(イ) 意見

- ・指定管理施設における活動について、NPO 法人等の活用も選択肢の1つとしてあるのではないか。
- ・青少年センターが都市部、青少年の家が郊外にあるという点を生かした体験事業があってもよい。

イ 堂本委員より

(ア) 質疑

同じ建物内に公民館等の施設が併設されている中、維持管理は指定管理業務に含まれており、併設施設における事業は別という部分の線引きを分かりやすく説明してほしい。

⇒施設所管課からの回答

光熱水費等、共用部分の支払い等を所管部署で分けると非効率になるため、まとめて指定管理業務に含め、後で負担金という形で分配するもの。

(イ) 意見

例えば、京都市ユースサービス協会では39歳までの子ども・若者を対象に相談・支援を行っている。10代～20代に30代が加わることで世代間交流となるのではないか。

また、若者の間では、同じ場所に集まるだけ集まって、それぞれが携帯電話を触るといった新たな交流の形が生まれている。

ウ 永田委員長より

意見

公募した結果、1者しか応募がない場合は公募案件として好ましいとは言えないと考える。平成25年の公募の時のように、応募業者が2～3者手を挙げたくなるような方策を考えてほしい。

エ 吉岡委員より

(ア) 質疑

募集要項は前回と大きく変わったところはないという認識でよいか。また、現指定管理者からも提案等はないか。

⇒施設所管課からの回答

施設特性が変わったわけではないため、特に大きくは変更していない。

また、現指定管理者からも提案等はない。

(イ) 意見

- ・募集要項や仕様書において、選定業者が自主事業にオリジナリティを出せるような表記があってもよい。
- ・子どもの意見聴取という点で子どもに運営に携わってもらえるような仕組みがあってもよい。

③施設所管課からの選定基準・審査方法の説明

- ア 施設所管課より、資料「別紙8 選定基準」について説明。
- イ 施設所管課より、資料「選定審査方法について」に基づき、審査方法や審査点数、採点の基準等について説明。
- ウ 施設所管課より、資料「面接審査について」に基づき、面接審査の流れ等について説明。

④選定基準・審査方法に係る意見・質疑応答

堂本委員からの質疑

選定基準(6)③及び(7)⑤については、資料提出時点で決定する点数を含めて、全体を審査するという認識でよいか。

⇒施設所管課からの回答
その通り。

⑤審議結果

堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の指定管理者候補者の選定に係る募集要項、選定基準、審査方法等について、一括して諮り、原案のとおり承認された。

(11) 閉会